

暴力団から企業等を守りましょう。
不当要求防止「責任者講習」制度

Q & A



愛知県警察本部
(財)暴力追放愛知県民会議

暴力団の不当要求による被害を防止するために…

暴力団対策法第14条に基づいて行われる

不当要求防止「責任者講習」制度

平成4年3月「暴力団対策法」が施行され、不当要求防止責任者（以下「責任者」という）制度ができました。

この制度は、暴力団が資金源として狙っている企業等の被害を防止するため、平素から事業所内に責任者を選任していただき、企業等に自衛措置を促すというのが立法の趣旨です。

暴力追放愛知県民会議では、愛知県公安委員会の委託に基づき、警察、弁護士会と連携して事業所から選任された責任者に対して、その責任者が必要な知識、技能を習得していただくための責任者講習を行っています。

受講修了者には愛知県公安委員会から「受講修了書」が交付されます。



Q 責任者を選任する事業所の範囲はどうか?

A 事業の規模の大小は問いません。また、事業形態も個人事業、民間企業、公益法人、協同組合等の団体を含みます。
規模の大きい企業は支店や営業所ごとに選任すると良いでしょう。



Q 責任者はどのような業務を行うのですか?

A 「暴力団員から不当な金品の要求等による被害を防止するために必要な業務を行う者」と位置づけられ、具体的には、次のような業務を行っていただきます。

- 事業所内での対応体制の整備
- 職場において従業員等に対する指導教育の実施
- 不当要求行為が発生した場合の被害状況の調査及び警察への連絡等に関する業務



Q 責任者の資格要件はあるのですか?

A 責任者の資格は特にありませんが、暴力団対策法では責任者を「その事業に係る業務を総括管理する者であって、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う者」とされています。



講習会の受講手続きはどのようにするのですか？



責任者の選任は事業所や企業が行い、公安委員会（地元警察署）に責任者選任届出書を提出してください。（用紙は各警察署 刑事課暴力係に備え付けてあります。）責任者が転勤などで変更になったときも、変更届を同様に提出してください。

責任者の選任届出書を提出していただくと、後日、公安委員会（警察本部組織犯罪対策課）から往復ハガキで責任者宛に講習会の案内通知が送られてきますので、返信用ハガキで受講申込みをしてください。

なお、同一企業や業界団体等が責任者を数十人単位で集め受講を希望される場合は、暴力追放愛知県民会議まで申し出てください。

様式第32

※受理年月日	※署別コード	※受理番号
--------	--------	-------

責任者選任届出書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者として下記の者を選任したので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。

平成 年 月 日

愛知県公安委員会 殿

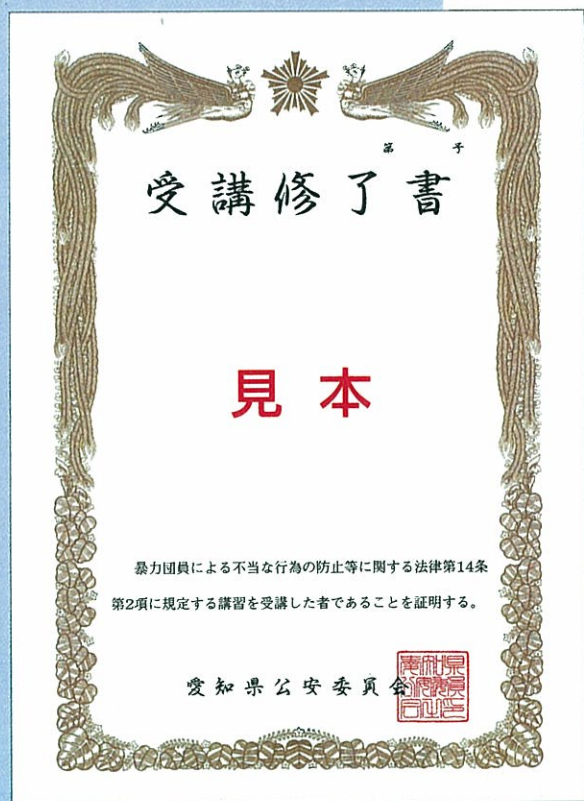
届出事業者の所在地・名称・役職名・氏名

記

責任者の勤務する事業所所在地	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
フリガナ	
事業所の名称	
業種	
フリガナ	
氏名	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）
役職名	
連絡先電話番号	（ ） 直通・内線（ ）
選任年月日	平成 年 月 日
不当要求防止責任者講習受講歴	有（受講グループ名 ） 無
届出の内容	新規・変更（前任者氏名等 ）

※印欄は、記載しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。





Q 講習会はどのような内容ですか？

A 講習では、暴力団問題の専門家による講義やビデオ上映により、責任者が自信をもってその業務を行えるように、必要な知識やテクニックを習得していただくため、次のような内容について講習を行います。

- 暴力団情勢
- 暴力団対策法
- 不当要求行為の実態
- 不当要求に対する心構え、対応要領

講習には3種類があります。

選任時講習

- 新たに選任された責任者に対する講習。

定期講習

- 選任時講習を終え、一定期間（概ね三年）を経過した人に対する講習。

臨時講習

- 新たな暴力団情勢等に対応するための講習。

受講メリット

- 不当要求防止責任者教本、暴力団対応などの暴力団排除資料の提供
- 「受講修了書」・「不当要求防止責任者選任事業所」のプレート・ステッカー交付
- 責任者による社内教育によって、組織として統一した対応が図れるようになり、会社と従業員を守ることができるようになります。

お問い合わせ先

警察本部 組織犯罪対策課 ☎ 052-951-1611 (内線 4974)
 (財)暴力追放愛知県民会議 ☎ 052-953-3000



暴力団のことで困ったら…?!

迷わず、恐れず、ご相談ください。

●警察官・弁護士等専門家が無料であなたの相談に応じています。

愛知県警察本部

●暴力相談センター

TEL (052) 951-7700

●企業たかり屋遮断ファックス110番

TEL・FAX (052) 954-8844

暴力追放愛知県民会議

TEL (052) 953-3000

FAX (052) 953-0099



愛知県警察本部 組織犯罪対策課

暴力追放相談センター…TEL 052-951-7700

 財団法人 **暴力追放愛知県民会議**

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号 愛知県警察本部庁舎内

TEL 052-953-3000 FAX 052-953-0099

ホームページ <http://www.boutsui-aichi.or.jp/>

Eメールアドレス kenmin@boutsui-aichi.or.jp



●相談時間 / AM9:00~PM5:00

●地下鉄名城線「市役所」下車、西へ徒歩 5分